

佐賀県告示第 150 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 5 年 7 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
江口医院	佐賀市神野東一丁目 5 番地 1 号	令和 4 年 12 月 31 日
ひまわりクリニック	佐賀市鍋島三丁目 6 番地 9 号	令和 4 年 12 月 31 日
木下歯科クリニック	多久市東多久町大字別府 4636 番地 1 号	令和 4 年 12 月 31 日
稲富胃腸科外科	杵島郡白石町廿治 1207 番地 4 号	令和 4 年 12 月 30 日
訪問看護ステーション寿楽	三養基郡基山町大字園部 2307 番地	令和 4 年 12 月 31 日